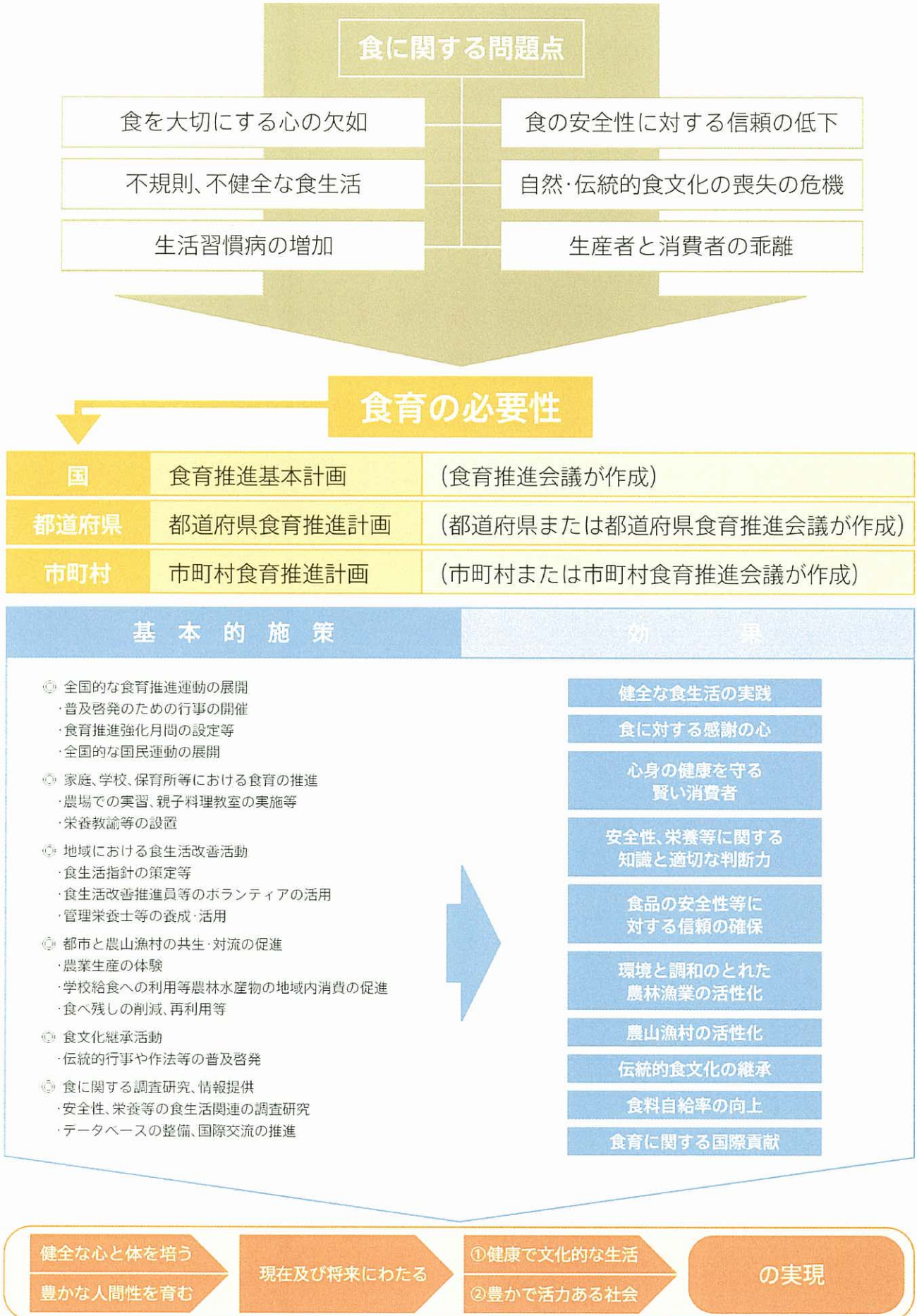


## 参考5 食育基本法(平成17年法律第63号)の概要



## 参考6 食育推進基本計画(内閣府、平成18年3月31日)のポイント

### はじめに

計画期間は、平成18年度から22年度までの5年間

### 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

### 第2 食育の推進の目標に関する事項

- ① 食育に関心を持っている国民の割合 ..... 70% → 90%
- ② 朝食を欠食する国民の割合 .....  
小学生 4% → 0%      20歳代男性 30% → 15%      30歳代男性 23% → 15%
- ③ 学校給食における地場産物を使用する割合(食材数) ..... 21% → 30%
- ④ 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合 ..... 60%
- ⑤ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合 ..... 80%
- ⑥ 食育の推進に関わるボランティアの数 ..... 20%増
- ⑦ 教育ファームの取組がなされている市町村の割合 ..... 42% → 60%
- ⑧ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 ..... 60%
- ⑨ 推進計画を作成・実施している自治体の割合 .....  
都道府県 100%  
市町村 50%

### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

- ① 家庭における食育の推進
- ② 学校、保育所等における食育の推進
- ③ 地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④ 食育推進運動の展開(「食育月間」毎年6月、「食育の日」毎月19日)
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

### 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 都道府県等による食育推進計画の策定促進、基本計画の見直し等